

# 所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

## パブリックコメントに対する「ご意見と市の考え方」について

---

所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）のパブリックコメントにつきまして、皆様から寄せられたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表します。

ご意見をいただきました皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

令和 8年 4月 22日  
所沢市健康推進部 保健医療課  
電話:04-2998-9385  
FAX:04-2998-9061  
E-Mail:a9385@city.tokorozawa.lg.jp

### 1. 募集の概要

- (1) 募集期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月17日（火）
- (2) 受付方法 電子メール、郵送、FAX、直接持参、電子申請

### 2. 募集結果

- (1) 応募件数 7件（個人7件、団体0件）  
【内訳】電子メール3件、郵送0件、FAX0件、直接持参0件、  
電子申請4件
- (2) ご意見の件数 24件

No.	ページ	部	章	節	大項目	項目	意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた計画の修正箇所
①	-	-	-	-	保健所について	保健所について	所沢市は保健所発祥の地でもあり、兎にも角にも保健所設置は急務だと感じています。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本市は、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害の激甚化、人口減少社会の進展など、本市を取り巻く社会情勢などの変化により、市民ニーズの多様化が想定されますことから、地域の実情に合った、より質の高い行政サービスを提供していくため、令和12年4月の中核市への移行を目指すこととしております。</p> <p>中核市は、地域保健法第5条第1項に基づき、独自に保健所を設置する必要がありますことから、新たに設置する保健所を、地域住民の健康と衛生的な生活を包括的に支援するための拠点として位置付け、市民のニーズに即した施策を展開していくための基本的な方向性を示す指針として、令和7年11月に所沢市保健所設置基本計画を策定しました。</p> <p>本基本計画に基づき、令和12年4月の所沢市保健所開所に向けて準備を進めてまいります。</p>	
②	18	3	2	-	各対策項目の考え方及び取組	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	具体的な情報伝達方法を事前に目標とする市民人口情報伝達カバー率とともに模索しておいた方が良いのでは？ことがおきてからあの手この手と考えていては遅いのでは？	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>感染症危機が発生した際に、市民の皆様が適切に判断・行動できるよう、平時からの普及啓発を含め、必要な情報提供・共有を行うことが重要とされております。県等の業務継続計画の内容を踏まえ、いただきましたご意見を参考に、実行性の確保に努めてまいります。</p>	
③	18	3	2	-	各対策項目の考え方及び取組	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>「電話相談窓口の開設時間延長など、新型コロナウイルス等に関する相談体制の充実及び強化を図る。」とある。</p> <p>先般の新型コロナ対応では、全く問い合わせ電話が繋がらないうえ、LINEの問い合わせも予約期間に入っても工事中のままだった。計画の実現力を改善して欲しい。</p>		
④	18	3	2	-	各対策項目の考え方及び取組	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>「保健医療課と危機管理課が中心となり、国及び県等が発信する情報入手し、市民、医療機関、事業者等への情報提供に努める。」とある。</p> <p>先般の新型コロナ対応では、当初市のホームページに「コロナ緊急情報」欄が無く、刻々変わるコロナ対応情報は広報課「報道発表」等に発信され、市民が情報を迅速に得られなかった。情報発信部署の一元化が必要である。</p> <p>また2021年5月上旬まちづくりセンターに問い合わせたら、職員に「接種券」も「同封のお知らせ」も今初めて見たといわれる始末。市民以前に全庁で情報周知も必要である。計画の実現力を改善して欲しい。</p>		
⑤	27	3	3	3	各対策項目の考え方及び取組	まん延防止	<p>P28 学級閉鎖や休校に関する記載がありますが、法律に抵触しているように思われます。</p> <p>教育委員会とご確認の上、記載内容を変更することをご提案します。</p> <p>所沢市立小中学校の学級閉鎖や休校は、所沢市教育委員会に権限があり、その責任を負っています。地方自治体における行政責任は、その多くは首長が負っていますが、教育に関する事務については、主に首長から独立した教育委員会が責任を負っています。教育委員会が所管する教育事務については、首長の指揮命令は及ばず、首長は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負っているというのが、法律上の構成となっております。</p> <p>あくまで私見にすぎませんが、市の執行部が「学級閉鎖や休校等を検討する」と法律に抵触すると思われませんが、教育委員会が学級閉鎖や休校等を検討するための情報提供やそのサポートであれば許容されると思われます。</p>		
⑥	29	3	4	-	各対策項目の考え方及び取組	ワクチンについて	<p>そもそも、ワクチンって効くの？副作用(副反応)も多く、死亡事例も40万人を超えるのでは？と言われる新しいワクチンを接種する意味あるのか？と疑問な市民も多い。新型コロナワクチンって、尾身茂さんご自身が「あまり効果はなかったと言っているが？」というか、前回のパンデミックって、自治体レベルで総括し、市民もそれを承認したんだっけ？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ワクチンは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために接種するものです。さまざまな感染症にかかる前に接種することで、病気にかかることを予防したり、人に感染させ社会に病気がまん延してしまうことを防ぐことを目的としています。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンは、国内外で実施されました研究などにより、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されております。本計画は、新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、埼玉県が取りまとめ総括しました「新型コロナウイルス感染症対策～埼玉県の取組～」を踏まえ、作成するものです。</p>	
⑦	29	3	4	-	各対策項目の考え方及び取組	ワクチンについて	<p>「接種場所及び医療従事者の確保を行うとともに、」とある。</p> <p>先般の新型コロナ対応では、医療機関の接種対応と接種券同封の「接種ご案内」記載内容に齟齬(実際は「かかりつけ患者のみ予約可」や「まだ接種開始時期未定」)があった。事前に関係者と実施内容を詰めないと現場で混乱が生じる。計画の実現力を改善して欲しい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>接種を希望する市民の皆様が、予防接種を接種する際に混乱が生じないよう、平時より、国や県、関係機関と連携し、接種体制の構築に努めてまいります。</p>	
⑧	29	3	4	-	各対策項目の考え方及び取組	ワクチンについて	<p>「接種体制の構築」とある。</p> <p>先般の新型コロナ対応では、刻予約電話が繋がらず、市はインターネット予約を推奨したが、予約サイトもアクセスが多いうえ、いまだき予約日時を一時的に保持する「予約カード」機能すらなく、市民は家族総出で予約作業をする羽目になった。DXなどという以前のお粗末対応である。計画の実現力を改善して欲しい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ワクチン接種体制につきましては、新型コロナウイルス感染症流行時の対応を踏まえ、柔軟な運用体制が求められております。県等の業務継続計画の内容を踏まえ、いただきましたご意見を参考に、実行性の確保に努めてまいります。</p>	

No.	ページ	部	章	節	大項目	項目	意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた計画の修正箇所
⑨	29	3	4	-	各対策項目の考え方及び取組	ワクチンについて	「市民への周知等を行い、」とある。 先般の新型コロナ対応では、刻々と変わる情報の発信はインターネット(Web・メール)だった。アナログ(防災無線・町内会の掲示板や回覧板)ツールでの周知はなかった。「高齢者Web予約支援開始」情報をWeb・メール配信しても、インターネットが使えない人に情報は届かない。狭山市は住民アンケート(2021年3月)を行い、高齢者は電話予約予定者が多いことを事前把握、接種初日から公民館で職員が予約補助を行った。本市は変化する情報を情報弱者にどう到達届けるか等、計画の実現力を改善して欲しい。	貴重なご意見ありがとうございます。 情報提供のあり方につきましては、いただきましたご意見を参考に、皆様に情報が届くよう努めてまいります。	
⑩	38	3	6	-	各対策項目の考え方及び取組	物資	次回にパンデミックが予想され、物流に支障が出た場合、市民の生活をどう守るのが書かれていないようだ。	貴重なご意見ありがとうございます。 物資が不足しますと様々な対策の実施が滞り、市民等の生命及び健康への影響が生じることが指摘されております。県等の業務継続計画の内容を踏まえ、実行性の確保に努めてまいります。	
⑪	43	3	7	3	各対策項目の考え方及び取組	市民生活及び市民経済の安定の確保について	P43 埋葬・火葬の特例等 市は、県を通じ、国からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。と書かれています。 所沢市斎場(火葬場)は、所沢市営のようなのですが、実際はどうなのでしょう？もし、所沢市斎場(火葬場)が、所沢市営ならば、県を通じ、国からの要請が来なくても市の独自判断で、可能な限り火葬炉を稼働させるようにできませんか？所沢市営なのに、国からの要請がないと、可能な限り火葬炉を稼働させることをしないというのは変だと感じます。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘の箇所につきましては、国からの要請があった場合に、必要に応じて市が対応することを記載しております。国からの要請がない場合でも、市の判断により火葬炉の稼働を検討してまいります。	
⑫	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	素案がとても読みづらいと感じました。 例えば 目次のページは、どのページなのが見づらい。 私は定規を当てないとページが判別しづらかったです。 本文部分は、見出し部分と本文の字体やフォントの大きさを調整すれば、今よりも見やすくなるはずだと思います。 現在、パブリックコメントが実施されている「所沢市建築物耐震改修促進計画(改定素案)」も拝読中ですが、こちらの方が読みやすいです。 よろしければ、こちらの見出し部分と本文の字体やフォントの大きさを参考にさせていただけたらと思います。ご存じだと思いますが、「どんな部署でも必ず役立つ 公務員の読み書きそろばん」著者 林誠 様(学陽書房)という本があります。この本は、タイトルに「公務員」という言葉が入っていますが、「公務員」に限らず、民間企業を含めた全社会人にとって大変参考になることが多く、名著だと、私は思っています。 この本のP32 11 簡潔でわかりやすい文章を書くの中に ここから引用開始 「公務員が書く文書に求められるのは、「誰が読んでもわかる」 「見た目に理解しやすい」「誤解が生じることがない」といった要素です。 引用終わり という記述があります。 したがって、「見た目に理解しやすい」ということは大切だと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘いただきました計画全体のレイアウトにつきましては、他計画等を参考に、見やすさを意識し、修正いたします。	例 目次 目次 第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と市行動計画 第1章 背景 ..... 1 第2章 行動計画の作成 ..... 2 (1) 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定 (2) 新型コロナウイルス等対策特別措置法が対象とする感染症 (3) 市行動計画の作成 ..... 3 (4) 市行動計画の抜本的な改定 第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ..... 4 第1節 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略 第2節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方 ..... 5 第3節 市行動計画の改定概要 ..... 7 第4節 新型コロナウイルス等対策実施上の留意事項 第5節 新型コロナウイルス等対策推進のための役割分担 ..... 9
⑬	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	各ページの右上に見出しがありますが、表記の統一がされていないようです。表記の統一をされた方が良いと思います。 例 第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と市行動計画	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘いただきました各ページの右上の見出しにつきましては、「第〇部第〇章第〇節」に統一いたします。 例 第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と市行動計画 第1章背景	例 P1 第1部第1章 背景  第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と市行動計画  第1章 背景 令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19) <sup>1</sup> (以下「新型コロナウイルス」という。)の感染者 <sup>1</sup> が確認された。その後、同年2月には埼玉県、3月には本市でも最初の感染者が確認された。

No.	ページ	部	章	節	大項目	項目	意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた計画の修正箇所
14	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	「患者等」と「感染者」という2つの用語が出てきていますが 内容の説明を拝読すると事実上同じものように思えます。思い切って用語をひとつに統一したらいかがでしょうか？私が担当だったら、「感染者」に統一します。「感染者」であれば、多くの方が用語の内容説明を読まなくても、同じイメージを持つと思います。また、用語を統一すればすっきりして、読みやすくなると思いますが、いかがでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘いただきました用語につきましては、新型コロナウイルス等対策政府行動計画で定義され、使い分けられております。 患者…新型コロナウイルス等感染症の患者(新型コロナウイルス等感染症の類似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。 患者等…患者及び感染したおそれのある者。 感染者…新型コロナウイルス等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等も含まれる。 以上のことから、原文のままとさせていただきます。なお、P46用語集にも記載しております。	
15	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	4ページ以降に、市の行動計画では対策の時期区分を準備期 初動期 対応期としていることやその具体的な説明が記載されています。この部分をもう少し分かりやすく表現した方が良いと思います。 具体的に言えば、表にしたり、流れ図＝フローチャートのようなもので整理して一目でざっくりした内容がわかるようにし、必要に応じて詳細を読むような形式にした方が、いざというときに役立つように思います。 現状でも、説明はちゃんと書かれているように感じるのですが(私は専門家でないので正確な判断はできない)見た目の整理がされてないので 担当者 担当部門 以外の方には理解しづらく 分かりづらいように感じるのをご提案しております。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘いただきました対策の時期区分の表記方法につきましては、レイアウトの見直しを行います。	P5 第2部第1章 第2節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方 <b>第2節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方</b> 市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型コロナウイルスや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等流行する可能性も想定し、発生した新型コロナウイルス等の特性を踏まえ、様々な状況下においても対応できるよう、政府行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものである。 なお、実際に新型コロナウイルス等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。 <b>【準備期】</b> ○発生前の段階(準備期)では、地域における医療提供体制の整備や市民への啓発、DR <sup>29</sup> の推進、人材育成、実践的な訓練の実施等、新型コロナウイルス等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
16	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	個人的には、すべてのウイルスは、水でシャワーを浴びることにより、ウイルスの本体を破壊することができるがわかっています。これは、破砕式、または、レナード式と呼ばれ、北里大学により、電子顕微鏡にて、ウイルスの90%以上が破壊されていることが確認されています。また、私は個人的には、新型コロナウイルスのワクチンの接種を一度もしていません。そして、練馬区の石神井公園駅で新型コロナウイルスの検査をしていただいた結果、陰性、とされています。 この事からも、すべてのウイルスは、水のシャワーにより破壊できることがわかります。よって、個人的には、新型コロナウイルスについて、対策は不要と意見を出させていただきます。 今後も水のシャワーを浴びることにより、すべての種類のウイルスを破壊します。最近、新型コロナウイルスワクチンは、モデルナ社も含め、体内に異常を来たさせることがわかっています。私は一度もワクチンを接種していませんので、特に健康に害する被害は受けていません。	貴重なご意見ありがとうございます。 新型コロナウイルス等のまん延は、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるとされており、本計画では様々な状況下でも対応できるよう、新型コロナウイルス等対策政府行動計画に基づき、対策を示しております。	
17	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	「緊急」というマジックワードで、多くのことを通常の手順を踏まないで進めるのはいかがなものか？ そもそも「緊急」ってどういう時で、市民はそれを了承しているのかな？	貴重なご意見ありがとうございます。 本計画における「緊急」とは、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対策が必要となった時を想定しています。対策につきましては、法令等に基づき、適切に実施してまいります。	
18	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	そもそもこの案はページ数が多いので、施行の際は、サマリーなど簡略化したものが必要では？		
19	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	所沢市 新型コロナウイルス等対策行動計画は、かなりボリュームが多いのでざっくりと 概要が把握できる 簡易版を作ってみたらいかがでしょうか？ A3の用紙で1枚ぐらいをイメージします。 これを取りまとめた担当の方はさぞ大変だったと思います。 ただ、このような行動計画は、作成するだけでは意味がなく、多くの方に理解してもらい、実際の行動をしていただかないと何の価値もありません。 簡易版があれば、多くの方に目を通していただき、理解してもらうことに役立つと思います。 所沢市の職員は約2100人いらっしゃるとうかがっております。 所沢市の全職員がざっくりでも 概要把握できているといざという時に心強いと思います。 ご検討いただければ幸いです。	貴重なご意見ありがとうございます。 本計画の概要がわかる簡易版の作成を予定しております。	

No.	ページ	部	章	節	大項目	項目	意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた計画の修正箇所		
20	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	「所沢市新型コロナウイルス等対策行動計画(平成26年11月)」に「所沢市新型コロナウイルス接種計画ver1(2021年4月)」等諸々計画がありながら、先般の新型コロナ対応は、計画通りに整然と行われたと思えない。将来保健所を設置しても組織の人の計画実現力が上がらないと計画は絵に描いた餅。平成26年から行動計画があり、実施予定が明確なワクチン接種対応があつた状況では、突然来る地震災害後に計画どおりの災害対応も期待できない。 先般の新型コロナ対応の検証と、計画の実現力を備えて欲しい。	貴重なご意見ありがとうございます。 本計画は、新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、埼玉県が取りまとめ総括しました「新型コロナウイルス感染症対策～埼玉県の取組～」を踏まえて作成するものです。具体的な対策につきましては、業務継続計画で整備してまいります。作成にあたり、県等の業務継続計画の内容を踏まえ、実行性の確保に努めてまいります。			
21	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	(現状) (2) 新型コロナウイルス等対策特別措置法が対象とする感染症 特措法の対象となる新型コロナウイルス等16は、以下ア～ウのとおりである。 この後に、説明がされた後に、ア～ウが列挙されています。  (ご提案) (2) 新型コロナウイルス等対策特別措置法が対象とする感染症 特措法の対象となる新型コロナウイルス等16は、以下ア～ウのとおりである。 ア 新型コロナウイルス等感染症 イ 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) ウ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。  とした方が、読みやすくなると思いますが、いかがでしょうか？ これも「見た目に理解しやすい」と同じことだと思います。 これは一例にすぎませんので、全体を通して、ご確認いただけたらと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘いただきました箇所につきましては修正いたします。	P2 第1部第2章 行動計画の作成  (2) 新型コロナウイルス等対策特別措置法が対象とする感染症 特措法の対象となる新型コロナウイルス等 <sup>16</sup> は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としており、以下、ア～ウのとおりである。 ア 新型コロナウイルス等感染症 イ 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) ウ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)		
22	-	-	-	-	計画全般について	第2部第1章第5節(2) 県及び市の役割	P10 埼玉版FEMA 用語の説明が理解しづらいので変更することをご提案します。 埼玉県のホームページでは、以下の通り埼玉版FEMAを説明しています。 この説明が非常にわかりやすいので、県庁に使用許可を得て、そのまま使ったら？と思います。  埼玉版FEMA 埼玉県独自の取組として、米国のFEMA(連邦緊急事態管理庁)を参考とした埼玉版FEMAを推進しています。 具体的には、自前の実力組織を持たない中でも様々な官民の組織を連結する米国のFEMAの取組を参考に、実動部隊をほぼ持たない埼玉県において、平時から地震、風水害、火山降灰、国民保護などの訓練シナリオに沿って、各関係機関の動きや課題について意見交換、検討を行う訓練を繰り返し実施することで、関係機関同士の強固な連結を図り県全体の災害対応力の向上を推進しています。  欲を言えば、米国のFEMA(United States Federal Emergency Management Agency=連邦緊急事態管理庁)とした方がなお良いと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 P48用語集に記載しております用語説明箇所に、よりわかりやすいよう、埼玉県ホームページの埼玉版FEMAのページのURLを追加いたします。	P48 用語集 <table border="1" data-bbox="2208 835 2873 995"> <tr> <td>埼玉版 FEMA</td> <td>発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 (参考) <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/femagaiyou.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/femagaiyou.html</a></td> </tr> </table>	埼玉版 FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 (参考) <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/femagaiyou.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/femagaiyou.html</a>
埼玉版 FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 (参考) <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/femagaiyou.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/femagaiyou.html</a>										
23	-	-	-	-	計画全般について	第2章第1節 市行動計画における対策項目	P13 5項目から7項目に追加したそうですが、どの項目が追加されたのかが、一目でわかるように記載した方が良いと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘いただきました対策項目につきましては、新たな項目、視点がわかりやすいよう修正いたします。	P14 第2部第2章 第1節 市行動計画の主な対策項目  ア 実施体制 イ 情報提供・共有、※リスクコミュニケーション ウ まん延防止 エ ※ワクチン オ ※保健 カ ※物資 キ 市民生活及び市民経済の安定の確保  ※…新型コロナ対応を踏まえ、「ワクチン」「保健」「物資」を項目として新たに独立させ、「情報提供・共有」の項目に「リスクコミュニケーション」の視点が追加された。		

No.	ページ	部	章	節	大項目	項目	意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた計画の修正箇所
24	-	-	-	-	計画全般について	計画全般について	<p>1. 対策実施時の権限行使について(強制的な運用を避ける明確化) 計画対応分析: ・基本的人権の尊重: 第2部 第4節「新型コロナウイルス等対策実施上の留意事項」(p10-11)。ここで「基本的人権の尊重」「偏見・差別防止」「リスクコミュニケーション」が強調されていますが、強制措置の最小化が抽象的です。 ・ワクチン関連: 第3部 第4章「ワクチン」(p29-36)。準備期・初期期・対応期で「接種体制構築」「情報提供・共有」が詳細に記載(例: p31「本人の同意を得て」)。 ・隔離・まん延防止: 第3部 第3章「まん延防止」(p25-28)。初期期・対応期で「外出自粛要請」「濃厚接触者対応」「施設制限」が規定(p26-27)。</p> <p>ご検討いただきたい点: ワクチン接種: 任意原則を厳守し、事実上の強制や社会的圧力が生じないよう、拒否者の権利を明確に記載する。COVID-19 対応時、職場での「組織として強制」発言が原因で退職に至った事例(滋賀県甲賀広域行政組合消防本部、2023年)や、適応障害による精神的被害(国立精神・神経医療研究センター報告)が相次ぎました。厚生労働省も「接種は強制ではなく、本人の同意に基づく」と繰り返し強調していますが、計画ではこれを具体的に反映し、差別防止を義務化するべきです(p31の「同意」記載を強化)。</p> <p>隔離・自宅療養等の措置: 任意協力の範囲とし、個人の尊厳と精神的な負担を最優先に配慮する。COVID-19 では過度な隔離がうつ病増加を招き(同センター報告)、1918年スペイン風邪時の強制収容も人権侵害として教訓となっています。CDCガイドラインでも、エボラのような接触感染症は任意健康監視で十分対応可能とされています(p26-27の「濃厚接触者対応」を任意重視に)。</p> <p>これらは憲法第13条(幸福追求権)を踏まえたもので、市民の信頼を維持するため不可欠です。計画にこうした教訓を活かし、強制措置の最小化を強くお願いします。</p> <p>2. 感染症危機時の国際移動対策の強化について 計画対応分析: ・対象感染症(エボラ含む): 第1部 第2章「行動計画の作成」(p6)。g「イ 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)」と明記(用語集 p49でも定義)。エボラはこれに該当。 ・侵入防止・初動対応: 第2部 第1章「目的及び基本的な戦略」(p7-8)。初期期で「海外で発生した感染症」の「病原体の国内及び県内への侵入」を想定し、「まん延防止対策」が記載(p28)。ただし、国際移動制限の具体策は薄い。 ・まん延防止との連動: 第3部 第3章(p25-28)。初期期の「まん延防止対策の準備」で「患者への対応(入院勧告・措置等)」が触れられています。</p> <p>ご検討いただきたい点: ・初動期の入国制限: 感染リスクの高い地域(主にアフリカ起源のエボラなど)からの入国を一時停止し、健康証明・検査を徹底する。2014-2016年の西アフリカエボラ流行では、国際移動が主な拡大要因となり(WHO報告)、ナイジェリアは迅速な空港検疫で20人の患者を抑え込み、終息宣言に至りました。一方、米国CDCは2022年のウガンダエボラ警戒で入国制限を強化し、効果を発揮しています。計画の「侵入防止」節(p26)に、これを具体的に位置づけ、科学的根拠(R0値1.5-2.5の接触感染)に基づく比例原則を適用してください。</p> <p>・在留外国人の帰国支援: 危機発生時に、安全な帰国を支援する仕組み(帰国費用の一部補助など)を組み合わせる。COVID-19時、外国人労働者のクラスターが複数発生(厚労省データ)し、国内負担を増大させました。これにより、感染拡大を防ぎつつ、人道的配慮を両立できます(p40の「市民生活」章と連携)。</p> <p>これらの措置は、計画の「まん延防止」章(p25)に追加し、所沢市の安全を強化するものと存じます。</p> <p>3. 平時からの地域自立と人材育成の推進について 計画対応分析: 市民生活・経済の安定: 第3部 第7章「市民生活及び市民経済の安定の確保」(p40-43)。準備期で「情報共有体制」「支援仕組み」「備蓄」「心身影響施策」が詳細(p40-41)。ただし、グローバル依存(外国人労働者)のリスクは触れられず、国内人材中心の視点が不足。 ・全体連動: 第2部 第1章(p4-5)で「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」と目的化されています。</p> <p>ご検討いただきたい点: ・外国人労働者の受け入れ制限: 平時における受け入れは感染リスク審査を厳格化し、必要最小限とする。2025年10月時点の外国人労働者は257万人超(厚労省集計、前年比11.7%増)と過去最多を更新し、製造業(24.7%)や介護(25.6%増)で依存が深刻化しています。COVID-19では外国人不在で収穫遅れ(農林水産省)やサプライチェーン断絶が発生し、経済停滞を招きました(p40の「備蓄・支援」準備に連動)。</p> <p>・日本人材中心の経済・活動維持: 職業訓練の拡充、AI・ロボット活用補助などを進め、地域経済・社会活動の維持を可能とする仕組みを構築する。所沢市の産業(農業・製造業)でこれを推進すれば、雇用安定と文化保全が可能(経済産業省推計: 国内人材活用でGDP寄与率向上)。欧州の内需中心モデル(スイスなど)のように、危機耐性を高められます(p41の「心身影響施策」と統合)。計画の「市民生活及び市民経済の安定の確保」章(p40)にこれを位置づけ、持続可能な発展を実現してください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>予防接種は、強制されるものではなく、本人の意思に基づくものであり、未接種者に対する偏見・差別等は許されるものではありません。予防接種について正しく理解し、判断することができるよう、適切な情報提供・共有を行ってまいります。</p> <p>隔離・自宅療養の措置につきましては、保健所等が中心となり対応しており、また海外で新型コロナウイルス等が発生した場合の対応につきましては、埼玉県新型コロナウイルス等対策行動計画第3部第5章「水際対策」に記載されており、主に国や県が中心となり対策を行うものです。本市では、「水際対策」に限らず、すべての対策において県等と連携し、個人の尊厳や精神的な負担等に配慮し、市の役割を果たしてまいります。</p> <p>本計画につきましては、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、議会への報告及び公表、県への報告をおこなってまいります。</p>	

No.	ページ	部	章	節	大項目	項目	意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた計画の修正箇所
							<p>4. 実現策の提案本意見を計画に反映するための具体策として、以下のステップをご検討いただければ幸いです。</p> <p>短期(1-3ヶ月): 意見を計画改定に即時組み込み、市民向け説明会で共有。</p> <p>中期(3-6ヶ月): 市議会での陳情や専門家(感染症・経済学者)招集の勉強会を実施。</p> <p>長期(6ヶ月以上): 埼玉県行動計画との連携を強化し、全国的なモデルとする。モニタリングとして、第三者委員会を設置。</p> <p>これらは低コストで実行可能であり、過去のパブコメ(例: COVID-19 対策修正)で効果を発揮した事例です。</p> <p>以上、市民として計画がより実効性と人権のバランスが取れたものになることを強く望みます。</p> <p>何卒ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>		